

限度額適用認定証等の更新

医療機関などで高額な治療を受ける場合、支払った医療費の一部負担金について、月額で自己負担限度額が設けられています。自己負担限度額を超えて医療費を支払った場合、超えた額が高額療養費として支給されます。

1カ月間の一部負担金自己負担限度額を超えるおそれがあるときは、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」と被保険者証を併せて医療機関などに事前に提示することで、医療機関などでの医療費の支払いを自己負担限度額までとすることができ、市・府民税非課税世帯の人については、食事代の負担を軽減することができます。この認定証の有効期限は、通常7月末日までです。

国民健康保険の場合

8月以降も医療機関などに入院や通院をし、高額な治療を受ける場合は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きが必要です。

ただし、70歳以上75歳未満の人で、所得区分が一般もしくは現役並み所得Ⅲ(表2参照)の世帯に該当する場合は、高齢受給者証を提示すれば窓口での支払いが自己負担限度額までとなるため、認定証の発行はありません。

また、世帯内の国保加入者で、令和2年中の所得が未申告となっている人(1月1日時点において18歳以下である者および被扶養者を除く)が1人でもいる場合は、所得金額に基づく正確な判定ができなくなりますので、速やかに申告する必要があります。なお、すでに「令和3年度分 国民健康保険料(税)申告書」を提出している場合であっても、本市課税課などへの申告が必要となります。詳しくは保険課まで問い合わせください。

持国民健康保険被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、写真入りの本人確認書類、

入院日数を確認できる領収書(市・府民税非課税世帯の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合のみ必要)など

後期高齢者医療制度の場合

令和2年度の限度額適用認定証を交付されており、令和3年度も現役並み所得区分ⅠかⅡに該当すると、令和2年度の限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されており、令和3年度も非課税世帯に該当する人には、7月末日までに新しい認定証を送付します。

認定証の交付を受けていない人で、入院などにより1カ月の一部負担金合計額が自己負担金限度額を超える見込みがある場合は、医療機関などで入院や通院をする前に保険課で交付申請をしてください。

ただし、75歳以上の人で所得区分が一般または現役並み所得Ⅲ(表2参照)の世帯に該当する場合は、後期高齢者被保険者証を提示すれば自己負担限度額までの支払いとなるため、認定証の発行はありません。

持後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、写真入りの本人確認書類、入院日数を確認できる領収書(市・府民税非課税世帯の人で過去12カ月の入院日数が90日を超える場合のみ必要)など

注8月1日(日)から、自己負担額を決定する所得が、平成31年中の所得金額から令和2年中の所得金額に変わります。このため、所得金額の変動などにより自己負担限度額が変わる場合があります(表1・2参照)。

高額療養費の自己負担限度額は、年齢70歳未満の人と70歳以上の人で、所得区分や基準となる所得金額の考え方が異なります(表1・2参照)。

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

所得区分	所得区分		
	年3回目まで	年4回目以降(※2)	
市・府民税課税世帯	ア 所得(※1)901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	イ 所得(※1)600万円超901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	ウ 所得(※1)210万円超600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
	エ 所得(※1)210万円以下	57,600円	44,400円
市・府民税非課税世帯(区分外)	35,400円	24,600円	

※1 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は901万円超とみなされます。

※2 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回目以降の自己負担限度額です。

注高額療養費の計算にあたっては、70歳未満の人の場合、1つの医療機関などにおいて医療費の一部負担金が21,000円以上となったもののみを合算し、合算額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が支給対象となります。入院時の食事代や差額ベッド代などの保険診療外の費用は含まれません。

表2 70歳以上の人の高額療養費自己負担限度額(月額)

所得区分	所得区分	
	外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)
市・府民税課税世帯	Ⅲ(課税所得(※3)690万円以上)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%【年4回目以降(※6)は140,100円】
	Ⅱ(課税所得(※3)380万円以上)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%【年4回目以降(※6)は93,000円】
	Ⅰ(課税所得(※3)145万円以上)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%【年4回目以降(※6)は44,400円】
	一般(課税所得(※3)145万円未満)	18,000円(年間上限144,000円)
市・府民税非課税世帯	低所得Ⅱ(低所得Ⅰ以外の人)	57,600円【年4回目以降(※6)は44,400円】
	低所得Ⅰ(年金収入が80万円以下の人など(※5))	24,600円
		15,000円

※3 課税所得とは各種所得控除後の所得金額のことです。所得の申告がない場合は課税所得145万円未満とみなされます。

※4 同一世帯に課税所得が145万円以上ある被保険者が一人でもいる場合に該当します。

※5 所得金額が0円(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)となる被保険者、または市・府民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。

※6 過去12カ月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回目以降の自己負担限度額です。

保険課からのお知らせ

保険料の金額や計算方法

制度全般について

問 保険課 **TEL** 06-6992-1545

問 大阪府後期高齢者医療広域連合 **TEL** 06-4790-2028

後期高齢者医療保険料が決定

令和3年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬ごろに被保険者に郵送します。今年度の保険料率および保険料の計算方法は、表のとおりです。

保険料の納入方法は、年金から保険料を天引きする特別徴収と、納付書や口座振替などで納める普通徴収があります。

年度途中で被保険者になった人は、資格を取得した月から月割で保険料を納めます。

特別徴収(年金からの天引き)

すでに保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始している人につきましては、今回決定した年間保険料から、仮算定によって徴収(4月・6月・8月に天引き)される額を差し引いた残額を、10月・12月・2月に天引きします。

注年金額が年額18万円未満の人、介護保険料が特別徴収されていない人および介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える人は、普通徴収になります。

後期高齢者医療保険料の軽減判定基準の変更

①令和3年度の後期高齢者医療保険料を軽減する所得判定基準は下表のとおりとなります。

②後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険などの被扶養者であった人については、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、所得割額は課されず、均等割額の5割が軽減されます。この軽減の手続きをされていない場合は、保険課で届出を

普通徴収

納付書や口座振替などで、7月～翌年3月までの9回納期で納めます。

▽口座振替による納付

金融機関(ゆうちょ銀行を含む守口市委託契約先金融機関)の口座からの引き落とし

▽所定の納付書により納付

金融機関、郵便局およびコンビニでの納付

▽スマートフォン決済アプリサービス

納付書に印字されているバーコードを専用アプリで読み取ることで、即時に納付ができるスマホ決済。手数料は無料(対応しているアプリ: PayB・PayPay・LINE Pay・ファミペイ)

後期高齢者医療制度の保険料 令和3年度				
保険料(年額) (限度額64万円)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 54,111円	+	所得割額 賦課のもととなる 所得金額 ×所得割率 10.52%

してください。ただし、世帯の所得に応じた均等割額の軽減を受けられている人のうち7割軽減に該当する人については、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

保険料の軽減の見直しにより、保険料負担が大きくなる場合もありますが、後期高齢者医療制度の円滑な運営のためご理解の程よろしく申し上げます。

所得金額の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
①同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数※-1)】を超えないとき	7割	16,233円
②同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数※-1)】を超えないとき	5割	27,055円
③同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円(給与所得者等の数※-1)】を超えないとき	2割	43,288円

※給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす人になります。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える

注軽減の判定は、4月1日の世帯状況で行います(4月2日以降に加入した人は加入した日)。基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得金額が軽減判定の対象となります。